

令和4年（2022年）8月26日

保護者 様

伊丹市教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

出席停止の基準について

保護者の皆様におかれましては、平素より本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した出席停止の扱いにつきましては、これまで、「出席停止の基準について」等にてお示ししてきたところですが、この度、伊丹市教育委員会新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、出席停止の基準を変更いたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただくとともに、下記の基準に基づき、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

<出席停止扱いとするもの>

（１）園児児童生徒が感染した場合

※ 出席停止の期間は「療養期間が終了するまで」とします

（２）園児児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

※ 出席停止の期間は「待機期間が終了するまで」とします

（３）園児児童生徒が検査（PCR・抗原等）を受診する場合

※ 出席停止の期間は「陰性であることが確認されるまで」とします

（４）園児児童生徒に発熱や風邪症状等がある場合（ワクチン接種後を含む）

※ 出席停止の期間は「症状が改善するまで」とします

※ かかりつけ医等から「感染の疑いや恐れがなく登校は許可」の診断を受けた場合は、登校可とします

（５）園児児童生徒が兵庫県の自主療養登録センターに登録した場合

※ 出席停止の期間は「自主療養期間が終了するまで」とします

（６）同居者が兵庫県の自主療養登録センターに登録した場合

※ 出席停止の期間は「濃厚接触者と同様の待機期間が終了するまで」とします

※ 試験当日など、進路に関わる場合等については児童生徒に不利益とならないよう保健所の助言に基づき、市教委と協議の上で個別に決定し対応することとします。

※ 療養期間、待機期間及び自主療養期間は兵庫県の基準によるものとします。

〔児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱い〕

（１）児童生徒が医療機関等でワクチンの接種を受ける場合の取扱い

例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等においては出席停止措置が可能となるため、学校にご連絡ください。

（２）副反応が出た場合の児童生徒の出欠の扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の風邪の症状が見られるときには、出席停止とします。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合は、詳細な状況を学校にご連絡ください。